

大阪医科薬科大学 学位規程

(昭和36年4月1日施行)

(目的)

- 第1条** 大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)学位規程は、学位規則(平成3年文部省令第217号)第13条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究科学学位規程施行細則、薬学研究科学学位規程施行細則、看護学研究科学学位規程施行細則(以下、「学位規程施行細則」という。)に定める。

(学位)

- 第2条** この規程に基づいて授与する学位は、学士(医学)及び博士(医学)、修士(医科学)、学士(薬学)及び博士(薬学)、学士(薬科学)及び修士(薬科学)並びに博士(薬科学)、学士(看護学)及び修士(看護学)並びに博士(看護学)とする。

(学位授与の要件)

- 第3条** 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院(以下、「本大学院」という。)学則の定めるところにより、課程を修了した者に授与する。
- 3 前項に規定するもののほか、博士(医学)、博士(薬学)及び博士(薬科学)については、語学試験(外国語の試問)及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

- 第4条** 修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、学位規程施行細則に定める書類に審査手数料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員を経て当該研究科長に提出するものとする。
- 2 学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手数料は学位規程施行細則に定める。

(学位論文及び審査手数料の返付)

- 第5条** 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

- 第6条** 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会(以下、「研究科教授会」という。)に、その審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、3名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員を充てることができる。

3 研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

(審査委員会の職責)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。

2 審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

第9条 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び試験の成績について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。

2 前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。

3 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第13条 第3条第3項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位規程施行細則の定めによる書類に審査手数料及び審査料を添え、研究科長に提出するものとする。

2 学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

第14条 第3条第3項に規定する語学試験（外国語の試問）の検定料は各研究科学位規程施行細則に定める。

- 2 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

- 第15条** 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。
- 2 前項の準用条項においては「審査手数料」は「審査手数料並びに審査料」と、「課程修了の可否」は「論文の可否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

- 第16条** 学長は第12条の議決に基づいて第3条第2項による者については課程修了の可否を、第3条第3項による者についてはその論文の可否を決定し、課程修了又は論文の合格を決定した者には所定の学位記を交付する。
- 2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

- 第17条** 学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位論文の公表)

- 第18条** 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
 - 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称)

- 第19条** 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

- 第20条** 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研

究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施行細則に定める。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別に定める。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けるときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、学長に願い出なければならない。

(審査手数料、審査及び学位記再交付手数料)

第23条 学位論文の審査手数料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施行細則に定める。

(改 廃)

第24条 本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和31年1月20日付校大第505号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位規定は昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年12月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医科大学に継承する。

附 則

この改正は、令和4年11月30日から施行する。